



ふれあいネットワーク情報

《令和2年2月3日発行：郡山市》（要回覧・お知らせ）

1 「高齢者健康長寿サポート事業」をご活用ください

健康増進と社会参加を促進するため、70歳以上の方に、「はり・きゅう・マッサージ」、「温泉」の共通利用券を交付しています。また、75歳以上の方は「バス」「タクシー」も利用ができますので、申請していない方への声掛けをお願いします。

対象者

今年度中に70歳以上になる方
(昭和25年4月1日までに生まれた方)
※誕生日前でも申請可

申込先

健康長寿課、各行政センター、
各市民サービスセンター窓口

※郵送・FAX・メール・電子申請でも申し込み可。詳細はお問合わせください。

対象年齢	交付枚数 (500円券) ※	利用券が使用できるサービス			
		はり・きゅう・ マッサージなど	温泉など	バス	タクシー
70～ 74歳	年間最大 10枚	○	○	×	×
75歳 以上	年間最大 16枚	○	○	○	○

※申請月により枚数が変わります

◆すでに利用券をお持ちの皆様

現在お持ちの利用券は、4月1日（水）からは利用できません。4月上旬に令和2年度分の利用券を郵送します。（今年度利用がなかった方にもお送りします。）

【問合せ先】 健康長寿課 TEL 924-2401

2 被災家屋等の解体、撤去をされる方の支援をしています

台風第19号により被災された家屋等の解体や撤去を、市では支援しています。また、自費で解体等をされた場合は、費用を補助していますので、是非ご申請ください。

対象

り災証明で「半壊」以上の判定を受けた個人所有の家屋、中小企業の所有建物等

※ 建物の一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去は対象となりません。

申請方法

申請書等を被災者支援総合窓口（市役所本庁舎1階 市民ギャラリー）へ午前8時30分～午後5時15分の間に持参してください。

※ 日曜・祝日は開設しておりません。土曜の開設状況はお問合わせください。

申請書等は、被災者支援総合窓口で配布しているほか、市ウェブサイトに掲載しています。（<https://www.city.koriyama.lg.jp/taihu19/22400.html>）

【問合せ先】 被災者支援総合窓口 TEL 0800-800-5333（フリーダイヤル）
3R推進課 TEL 924-2181

3 野焼き等による火災を防止しましょう

◆ 野焼き等は、原則、禁止されています

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やす「野焼き」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されています。

しかし、例年、野焼き等による火災が多く発生しています。特に今冬は降雪が少なく、空気も乾燥しているため、注意が必要です。野焼き等が山林などに延焼し、大規模な火災となる可能性もありますので、地域ぐるみで火災予防に努めましょう。

◆ 許可や届出による例外

- ① 造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良を行う目的として立木竹、雑草、堆積物等を焼却する「火入れ」については、森林又は森林の周囲1kmの範囲内で実施する場合は市の許可が必要です。

申請先：林業振興課 TEL 924-2231

- ② 「農作業等」や「どんと焼き」などの地域行事によりやむを得ず実施する場合は、消防署に届け出る必要があります。

届出先：郡山消防署予防係 TEL 923-1213

⚠ 注意事項 ⚠

許可や届出の後、野焼き等を行う際は水バケツなど消火準備をして複数人で行い、火が消えたことを確認するまで絶対にその場を離れないでください。

【問合せ先】	野焼きの禁止について	3 R 推進課	TEL 924-2181
	例外①(火入れ)について	林業振興課	TEL 924-2231
	例外②(農作業等の詳細)について	園芸畜産振興課	TEL 924-3761

4 一部の路線バスで通常運行が再開しました

台風第 19 号の影響により、区間や運賃を変更して運行していた次の路線について、2月1日から通常運行を再開しました。

- ◆通常運行となる路線：休石、山田原、御霊櫃、芦ノ口経由下守屋、河内（5路線）

【問合せ先】 福島交通(株)郡山支社 TEL 943-1651



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山
国内15番目・世界391番目

【編集/発行】 郡山市 市民・NPO 活動推進課
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。